公益社団法人新宮町シルバー人材センター 職群班設置規程

公益社団法人新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という）は類似した事業の区分に応じて次のとおり職群班を編成する。

（目　的）

第１条　職群班は、会員の共働・共助を基本とした連帯意識と親睦を基調とした安全で適正な作業遂行を促進することにより事業効果を高めるものとする。

（組　織）

第２条　職群班は、職種ごとに必要に応じて編成する。

２　理事長が必要と認めた場合は、センター会員就業規程第８条第２項に規定する共同作業班を一つの単位として編成することもできるものとする。

３　職群班の名称は、編成の際名付ける。

（班長の選任及び任期）

第３条　職群班の活動を円滑に推進するため、班のまとめ役として班員の中から班長・副班長（以下「班長等」という。）を互選し、理事長が委嘱する。

２　前条第２項の職群班が編成された場合において、共同作業班のリーダー及びサブリーダーを職群班の班長等として重複して互選することを妨げない。

３　班長等の任期は１年とする、ただし再任を妨げない。

４　班長等に欠員が生じた場合は補選し、その任期は前任者の残任期間とする。

（班長等の任務）

第４条　班長等は、センターとの連携を密にし、班員の意見希望等の伝達調整を図る。

２　班長等は、安全・適正作業の遂行を図る。

３　班長等は、班毎に自主会合を開催し、班員の技術等の向上に努める。

（会議）

第５条　班長等会議及び職群班の自主会議は、必要に応じて理事長が招集する。

（報酬）

第６条　理事長が招集する会議等に出席した班長等の報酬については、委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程第２条を準用する。

（旅費の支給）

第７条　班長等が会議等のために出張した時の旅費は、委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程第３条を準用する。

（補　則）

第８条　この規程に定めない事項については、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、公益法人設立の日（平成26年４月１日）から施行する。

附　則

この規程は、平成29年11月８日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年３月20日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年３月10日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年11月12日から施行し、令和８年１月１日より適用する。